

令和3年10月

美里町教育委員会定例会議事録

令和3年10月教育委員会定例会議

日 時 令和3年10月25日（月曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎202大会議室

出席者 教育委員（5名）

	教 育 長	大 友 義 孝
1 番	教育長職務代理者	後 藤 眞 琴
2 番	委 員	佐 藤 キ ヨ
3 番	委 員	留 守 広 行
4 番	委 員	大 森 眞智子

欠席なし

説 明 員 教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長	
兼学校教育環境整備室長	
兼近代文学館長兼小牛田図書館長	佐 藤 功太郎
教育総務課課長補佐兼総務係長	齊 藤 眞
教育総務課主幹兼管理係長	阿 部 秀 樹
学校教育専門指導員	阿 部 毅
特別支援教育専門員	伊 藤 淳
教育総務課主事	青 山 裕 也
教育総務課主事	伊 藤 大 樹
教育総務課主事	平 野 碧

議事日程

- ・ 令和3年9月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第42号 新型コロナウイルス感染症について

第 4 報告第43号 区域外就学について

- 第 5 報告第 4 4 号 指定校の変更について
- 第 6 報告第 4 5 号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（9 月分）について
- 第 7 報告第 4 6 号 基礎学力向上等について
- 第 8 報告第 4 7 号 美里町立幼稚園預かり保育における職員の配置について
- 第 9 報告第 4 8 号 美里町における幼児教育・保育を一体的に行うための認定こども園制度の導入の検討について

- ・ 協議事項

- 第 1 0 美里町心身障害児就学指導審議会への諮問について
- 第 1 1 新中学校開校準備委員会について
- 第 1 2 研修バス運行事業等について
- 第 1 3 美里町就学援助制度について
- 第 1 4 令和 2 年度会計における事務処理について
- 第 1 5 美里町立学校管理に関する規制の一部を改正する規則について
- 第 1 6 美里町教育委員会申請書等の押印の特例に関する規則について

- ・ その他

- 行事予定等について

- 令和 3 年 1 1 月美里町教育委員会定例会の開催日について

- ・ 閉会

本日の会議に付した事件

- ・ 令和3年9月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第42号 新型コロナウイルス感染症について

第 4 報告第43号 区域外就学について

第 5 報告第44号 指定校の変更について

第 6 報告第45号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（9月分）について

第 7 報告第46号 基礎学力向上等について

第 8 報告第47号 美里町立幼稚園預かり保育における職員の配置について

第 9 報告第48号 美里町における幼児教育・保育を一体的に行うための認定こども園制度の導入の検討について

- ・ 協議事項

第10 美里町心身障害児就学指導審議会への諮問について

第11 新中学校開校準備委員会について

第12 研修バス運行事業等について

第13 美里町就学援助制度について

第14 令和2年度会計における事務処理について

第15 美里町立学校管理に関する規制の一部を改正する規則について

第16 美里町教育委員会申請書等の押印の特例に関する規則について

- ・ その他

行事予定等について

令和3年11月美里町教育委員会定例会の開催日について

- ・ 閉会

【以下、秘密会扱い】

- ・ 報告

第 4 報告第43号 区域外就学について

第 5 報告第44号 指定校の変更について

第 6 報告第45号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（9月分）について

- ・ 協議事項

第14 令和2年度会計における事務処理について

午後1時30分 開会

○教育長（大友義孝） 皆さん、お疲れさまでございます。大分寒くなってまいりましたので、ご自愛いただきたいと思います。

新型コロナの感染者は、全国的に減ってきているようですが、今月中リバウンド防止期間ということで31日まででしたでしょうか、大分減ってはいるものの学校についてはこれまでどおり予防に徹した対応をしていただいているところがございます。今後についても、同じような取組をしていくこととなりますが、ここに来て学校行事が、学芸会とかいろいろな行事があって、これもご家庭にはご協力をいただいている点が多いわけがございます。子供たち1人に2人までというふうな制限の中で行わせていただくことにもなりますしご迷惑かけますが、もうしばらく我慢していただかなくてはならないのかなというふうに思っているところがございます。

どうぞ、今日は案件もありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ただいまから、令和3年10月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は教育長を含め5名でありますので、委員会は成立いたしております。

なお、説明員としまして教育次長、教育総務課課長補佐、並びに主事、それから学校教育専門指導員特別支援教育専門員が出席しております。なお、一部事項につきまして、教育委員会事務局職員が入って説明をするという場面もありますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の会議を行います。

まず、令和3年9月教育委員会定例会議事録の承認についてでございますが、委員の皆様方には中身を見ていただきまして、お気づきの点を申入れいただいているところがございますが、どうでしょう委員の皆さん、承認をいただけますでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では承認をいただきましたので、もう一度内容を点検して、手続をきちっとするというふうにさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

教育委員会会議規則第22条第3項の規定によりまして教育長が指名をさせていただきます。

このたびは、2番佐藤キヨ委員、3番留守広行委員にお願い申し上げます。どうぞよろしく
お願いいたします。

報告事項

日程 第2 教育長報告

○教育長（大友義孝） では、報告事項に入ります。

日程第2、教育長報告でございます。

資料のほうでございますが、この中で報告をさせていただきますが、まず教育行政の（1）番目の学校関係でございますが、幼稚園のほうで町内幼稚園長・保育園長連絡会につきましては、小学校・中学校の校長会議と同じように連絡事項を添付させていただいております。

また、幼稚園のほうも大崎公立幼稚園・こども園協議会公開研究会というのが予定されておりましたが、先週金曜日の予定だったんですけれども、これまでいろいろ協議した結果中止するというふうなことになりました。いろいろ公開研究会に向けてそれぞれの幼稚園で取り組んできた部分も、DVDなどを通じてこれから各関係する機関にお配りしていくというふうな今段取りをしているところでございます。そういった形で、今回は公開研究会は以上で終了というふうになってしまいます。次年度は美里町外になってきますので、涌谷だったかどうか持ち回りでやっておりますので、そちらのほうに動いていくということになります。

（2）番目の教育委員会関係でございますが、まず1つ目新たなALTお二人、ジャクソン・マリットさん、それからエリック・マリッツさん、両方とも男性でございます。10月18日にこちらに参りまして、既に志賀町の町営住宅のほうに居を構えたということでございます。ご挨拶にもこちらにおいでいただきまして、雇入通知書を交付したところでございます。実質11月第1週目から中学校に入っていく、もちろん小学校にも入っていくということになりますので、委員の皆さん方もその状況、どういった方なのか後でお会いできるような機会を設けていきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。両方とも二十五、六歳ですかね、1つ2つ違っておりますけれども、立派な紳士だなというふうにお見受けいたしました。

次に、北部教育事務所管内でございますけれども、今日から教頭候補者面接試験が実施されております。ここに記載しましたように、受験者5名おりますので、昇任がかなうといいなというふうに思っております。

また、宮城県の教育委員会関係でございますが、そろそろ人事異動の調整時期というふうになってまいりました。11月18日来月でございますけれども、調整会議がブロック会議を含めて本格的になってまいります。各校長先生から希望といいますか、調整してもらった部分先週全部そろいまして、今週はこちらで調整作業をして、来週以降事務所のほうに届けるというふうな段取りでございますので、一人一人目を通していきたいなというふうに思っております。

それから、明日でございますが、市町村教育委員会協議会の教育長部会がございます。次年度の教職員の人事に係る要望を、県の教育長を含め各課の課長に詳細な説明と要望を行うというふうな内容でございます。

次のページにまいりまして、一般行政のほうにつきましては、採用試験を二次試験として7日に行う予定であります。

新型コロナの関係については、後ほど教育次長から説明をさせていただきます。

それから、ここに記載したとおり衆議院議員総選挙及び宮城県知事選挙が今度の日曜日に投票日ということになっております。教育委員会の所属職員にも、投開票事務等手伝ってほしいという要請がありましたので、これを受けて許可する形でございますので、この場を借りまして報告させていただきたいと思っております。

以上、教育長報告でございます。

何か、報告の内容について委員の皆さんからお伺いしたい点がございましたら、よろしくお願ひしたいと思っておりますが、特段よろしいですか。ありがとうございます。

では、以上をもって教育長報告というふうにさせていただきます。ありがとうございます。

日程 第3 報告第42号 新型コロナウイルス感染症について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第3、報告第42号 新型コロナウイルス感染症について、報告をお願いいたします。教育次長、お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太

郎) 皆様、お疲れさまでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料は今日お出ししていませんが、最近の新型コロナウイルス濃厚接触者等々の状況につきましては、寄せられていないということございまして、大分安定して少なくなっているのかなというふうに思っているところでございます。ただ、いつどういうふうな形でまた波が来るかというところもございしますので、引き続きしっかりと警戒をしながら対応を進めてまいりたい、学校と連携して進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

それで、教育長の報告の資料の一番最後の紙ですね、表側でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業ということで中身についてはご覧いただいたとは思いますが、現在の接種率につきましては1回目が83.3%、2回目が74.04%ということになっております。それで接種の見込みですね、これを見ますと1回目が89.34%、87.12%ということで90%近い数値になっていると、こういうようなところでございます。

児童・生徒のワクチン接種も進んでいるようでありまして、特に問題があるという話は聞いていないのですが、副反応がやはり結構出ているというようなことをお聞きしておりますので、情報収集はしっかり行いながら問題がないように対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○教育長(大友義孝) ありがとうございます。

この件について何かありますでしょうか。

じゃあ、なければ次に移っていきます。

○教育長(大友義孝) それでは、日程第4の報告第43号と、日程第5の報告第44号につきましては、秘密会に値する案件だというふうに思っております。

お諮りいたします。この2か件につきまして、秘密会という形にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長(大友義孝) ありがとうございます。それでは、秘密会ということにこれからさせていただきますので。

では、これより公開ということになります。

日程 第7 報告第37号 基礎学力向上等について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第7 報告第46号 基礎学力向上等につきまして、報告をさせていただきます。では阿部先生、お願いします。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） では、私のほうから基礎学力向上等についての連絡をさせていただきます。

1つ目、令和3年度の学力・学習状況調査につきましては、①としまして資料1のとおり広報の現行が出来上がりましたので、お示しいたします。委員の皆様から貴重なご意見いただきまして、大変ありがとうございました。11月1日付の広報に掲載することになります。

②としまして、中学校区ごとの課題を表のように整理してみました。全国との乖離が大きかったものを、上から3つ小中ごとに書き出したところです。小学校の国語では、マイナス12ポイント以上全国と乖離があったもの、算数ではマイナス13ポイント以上の乖離が見られたものが入っております。中学校の国語ではマイナス11ポイント以上、数学ではマイナス17ポイント以上、中学校の場合数学が若干高めだという傾向があります。

続きまして、2のタブレット端末によるオンライン通信テストの各校での実施状況についての報告です。町内の全小中学校では、9月中に最初の持ち帰りが実施されまして、家庭環境整備の調査を行いました。その報告については、資料2にあるとおりでございます。当初30件ほどあった未整備の家庭が、その後学校そして委員会のほうで個別の相談を行ってまいりまして、現時点では整備中のものを除きますと全体で7家庭というふうな形になっているという、その報告が堀田係長のほうから示されております。また、今後この未整備の家庭に対して、通信モバイルWi-Fiの貸出について町の財政のほうと今相談をして、実現できるかどうかというところを検討しているということでございます。

各学校では、この10月中に2回目の持ち帰りをしながら、ウェブミーティングテストというを行うことになっていましたが、ちょっとトラブル等もあつたりしまして、パスワードが不具合だとかということで入り切れなかったというようなこともあつたりしまして、それが

小牛田小とそれから未定となっている南郷小もそうだったようです。そして、実際に今日の時点で終了しているのは南郷中のみということで、まだまだほかの学校では今後このミーティングテストを行っていかなくてはならないということになっております。11月中には完了できるものと思います。

3の2学期制導入についての検証のためのアンケートについてですが、10月20日から「グーグル・フォーム」というサイトを使ってネット上での回答をいただいております。現在、大体160名中約半数ぐらいの先生方から回答を得ています。回答期限は11月5日までなので、終了次第早急に結果をまとめて学校へのフィードバックをしながら今後に対処していきたいと思うんですけれども、11月18日の臨時教務主任者会議において内容をさらに検証して、次回の教育委員会定例会の中で委員の皆さんにご協議いただきたいと思っておりますのでございます。

4つ目の美里町小中学校初任者研修日程でございますけれども、今後12月1日から所属校へ訪問して、授業参観と面談を行う予定になっております。もし委員の皆様で日程に余裕があるというような方でご希望の方がいらっしゃれば、参観のほう出ていただいても結構でございます。その際、1週間ぐらい前にご連絡いただければ学校と調整したいと思いますので、ご連絡をお願いいたします。

5番目の美里町学力向上推進計画の作成についてですが、現在委員長とあと副委員長と私庶務のほうで相談しながら、第2案を構成中でございます。12月7日に行う第2回の学力向上推進委員会において、令和4年度の具体策案を協議いたします。第2案の内容につきましては、次回の定例会で皆様にもご確認いただけるようにしたいと考えておりますが、12月の定例会で改めてご協議をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、私のほうから報告でした。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、この件につきまして委員の皆様方から何かございましたら、お願いいたします。後藤委員、お願いします。

○委員（後藤眞琴） ちょっとお願いなんですけれども、中学校区ごとの課題の文言なんですけれども、もう少し分かりやすいように書いていただくとありがたいんですけれども。例えば、「量の保存性や加法性を基に比べること」って、具体的にどういうことなんですか。あとそれから、「相対度数の必要性と意味を理解しているかどうか」、そういうところ、もうちょっと分かりやすい言葉で書いていただければありがたいですので、よろしくお願ひします。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 観点をそのまま書いてしまいまして、大変申し訳ありません。もっと整理して、改めてお示ししたいと思います。

○教育長（大友義孝） よろしく願いいたします。

広報に出すにつけても、かみ砕いて説明しているところがあるんですけども、なかなか読み込んでどういうことなんだろうというふうに思うところも出てきますので、その辺よろしくどうぞお願いいたします。

そのほか、何かございますか。特段なければ、じゃあ報告済みということにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

日程 第8 報告第47号 美里町立幼稚園預かり保育における職員の配置について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第8に移ります。報告第47号 美里町立幼稚園預かり保育における職員の配置について報告をさせていただきます。では齊藤課長補佐、お願いします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（齋藤 眞） それでは、日程第8、報告第47号 美里町立幼稚園預かり保育における職員の配置について、ご説明申し上げます。

さきに資料として添付しておりました部分につきまして、若干差し替えのほうをよろしく願いいたします。差し替えにつきましては、こごた幼稚園とふどう幼稚園になります。こちらのほうの差し替えをよろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、前回9月の定例会においてこちらご説明申し上げましたが、保留の部分等もございまして、再度こちらのほうの説明という形になりました。前回預かり保育に関する職員の配置基準が存在しないというようなことで、報告をしておりましたが、こちらについては平成27年の子ども・子育て支援新制度への移行に伴いまして、美里町における預かり保育についても一時預かり事業を行っておりましたので、こちらのほうの配置基準が存在しないということをご報告したことについて訂正をよろしく願いいたします。

その上で、幼稚園における預かり保育について職員の不足が生じていることにつきまして、ご報告させていただきます。

まず初めに、こごた幼稚園になります。こちらの表をご覧ください。こちらが朝7時から夜の19時まで、職員の一連の勤務体制の表を添付しているところでございます。こちらは朝7時から8時半までの間になりますが、幼稚園の預かり利用幼児数を見ていただきますと、7時

から8時半までの間33人が利用しているような状況になります。そのうち括弧にあります3人が、特別な支援が必要と考える幼児でございます。会計年度任用職員1名と早番の正規職員1名、計2人でこちらのほうに対応しているところです。

続きまして8時半から1時まで、13時までになります。こちらのほうは、4歳児のうち3人、5歳児のうち5人が特別な支援を必要とする幼児となっております。担任のほか、特別支援教育支援員5人による支援が行われております。3歳児につきましては、特別な支援を必要とする幼児はいるものの、3歳児補助員お二人に支援をされており、対応しております。

続いて、預かり保育時間帯でございます。こちらが13時から19時の時間帯になっております。こちらで13時から16時まで46人の幼児を預かっておりますが、そのうち4人が特別な支援を必要とする幼児となっております。この幼児について、預かり保育担当職員が4人、そのほか特別支援教育支援員5人による支援が行われております。

続きまして16時から17時までの間になりますが、こちらは44人の幼児を預かっており、そのうち4人が特別な支援を必要とする幼児です。16時につきましては、特別支援教育支援員の勤務が終了となることから、預かり保育担当職員が4人で保育を行っております。この時間帯については、最低でも1人の職員の不足が生じております。

続きまして、17時から19時になります。こちらは、17人の幼児を預かっております。そのうち、4人が特別な支援が必要とされている幼児です。こちらのほうにつきましては、会計年度任用職員2名で預かり保育担当として2人で保育を行っている状況でございます。

こちらがこごた幼稚園の状況という形になります。

続きまして、ふどうどう幼稚園になります。ふどうどう幼稚園につきましては、同じように朝の預かり時間帯7時から8時半まで、こちらは47人の幼児を預かっており、うち16人が特別な支援が必要とされている幼児です。預かり保育担当職員2人と早番の正職員が1人、計3人で対応しております。8時15分までに3歳時補助の教員2人と、特別支援教育支援員2人が出勤するため、人数の多い時間帯には6人で対応しているところでございます。

続いて教育標準時間であります9時から1時になりますが、3歳児では8人、4歳児では7人、5歳児では8人、特別な支援を要する幼児を預かっております。以上の幼児につきまして、特別支援教育支援員6人により支援が行われる状況でございます。

その次ですね、預かり保育時間帯13時から16時までの間ですが、こちらは75人の幼児を預かっており、うち23人が特別な支援が必要な幼児です。この幼児について、預かり保育担当職員が6人、あとは特別支援教育支援員が6人、計12人で支援を行っているところです。

こごた幼稚園と状況は同じですが、16時には特別支援教育支援員の方がお帰りになりますので、16時から18時までの間については最大68人の幼児を預かっております。そのうち、23人が特別な支援を要する幼児となります。こちら、預かり保育員6人で保育を行っている状況であります。この時間帯についても、特別支援教育支援員の方がお帰りになる6人で見ておりました支援の必要な幼児を預かり保育の担当職員が6人で皆見ているという状況になっております。こちらでは、4人の預かり保育担当の職員の不足が生じております。

18時から19時については、こちらは22人の幼児を預かっており、9人が特別な支援を必要とする幼児ですので、預かり保育担当職員6人で保育をしているという状況でございます。

続きまして、なんごう幼稚園です。こちら朝の預かり時間帯、7時から8時半までにつきましては30人の幼児を預かっており、そのうち4人特別な支援を必要とする幼児です。こちらでは、預かり保育担当の職員1人と早番の正職員が1人で対応しております。

教育標準時間の9時から13時につきましては、4歳児2人、5歳児4人が特別な配慮を必要とする幼児となっております。こちらは、担任のほか特別支援教育支援員3名による支援が行われております。3歳児につきましては、特別な配慮を必要とする幼児がいるものの、3歳児補助員による支援で対応しているところでございます。

続きまして、預かり保育時間帯になります。13時から16時につきましては、30人の幼児を預かっており、うち4人が特別な支援を必要とする幼児となっております。その幼児につきまして、預かり保育担当職員3人のほか特別支援教育支援員3人で保育が行われている状況でございます。

続いて、16時から19時までです。こちらもこごた幼稚園・ふどうどう幼稚園と同等になりますが、16時になりますと特別支援教育支援員のほうが勤務終了となっております。こちらは、なんごう幼稚園につきましては最大23人の幼児を預かっております。そのうち1人が特別支援が必要な幼児ということになり、預かり保育担当職員3人でこちらは十分に対応できるという形になっております。

以上が、なんごう幼稚園の現状ということになっております。

こちらの現状ですね、これらの3つの幼稚園の預かり保育における職員配置の現状の表となっております。来年度以降に向けて、職員の配置についてなんです、園長を初めとして現場に対してヒアリングを密に行いながら、子供の安全を確保しつつ教育・保育を提供できるように十分な配置となるよう、今後協議検討を進めていきたいと思っておりますので、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいま報告をいただきましたが、表の見方がなかなか今説明を受けて理解はされたと思いますけれども、質疑したい件あればお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

後藤委員、お願いします。

○委員（後藤眞琴） 1件なんですけれども、確認なんですけれども、前回ありました美里町独自の職員の配置基準について、これはしないということ、つくらないということによろしいんですか。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（齋藤 眞） そちらにつきましては、国の基準というものがございますので、そちらのほうにのっとってやるという形といたしますか、そちらのほうを基準にやらせていただいているというような形になっていきますので、そちらのほうはつくらないという形になります。

○委員（後藤眞琴） わかりました。よろしくお願いいたします。

○教育長（大友義孝） 今後藤委員がお話しした部分というのは、これ全部独自というふうな形の解釈。というのは、通常保育の部分も今入っているんだよね、ここね。さっき説明聞きながら、その通常保育の場合の正規の職員さんの数と、それから特別支援教育支援員さんの数もここに入っているんだよね。それも基準はないんだけど、全部ひっくるめて独自のやつはつくらないという形でいいんだよね。

○委員（後藤眞琴） 僕はそういうふうに理解しました。

○教育長（大友義孝） そうですよ。

こういうことですよ。預かり保育の部分で今説明を受けたんだけど、通常の保育の標準時間の部分あるわけですよ、9時から午後1時まで。そこで「3歳児が何人います」「4歳児が何人います」「5歳児が何人います」なんだけれども、1クラス当りの人数が35人で正規職員1人・1教室、それは決まっているのね、幼稚園設置基準で。それはそれとしていいんですよという意味、さらに預かり保育の部分は基準がないので、そこに「こうします」という部分の基準をつくらないということなんだよね。

それから、前のほうの朝のほうも何人いるんだけど、何人必要だかという部分も、独自はつくらないよということでもいいんだよね。保育所のほうで決まっているからというふうな意味で捉えていいということになるね。それでいいですよ。

○委員（後藤眞琴） 通常の保育についても、国の基準というのがあると思いますよね。それに

従ってやって、あと教育長のようにいろいろな内容ね、教育的配慮で人員が増えているところもあるかもしれませんが、それは現場の先生の判断をできるだけ尊重してやる。それで国の最低の基準は満たしておるような格好で、当然しなきゃならないですね。そういう形でやってくというふうに理解して、お願いします。

○教育長（大友義孝） 分かりました。あと内容、いいですか。（「はい」の声あり）

じゃあ、そのような形で進めていきたいと思うんですけれども、それを置き換えたときに現実に今足りないんだということになるわけですよ。だから、この問題については解消していかなくてはならないんですけれども、次年度の申込とかそういった部分で変わってくる。推定なんだけれども、同じぐらいになっていくだろうというふうな予測で人数を、何人かというふうな部分を検討するということですね。ということになりそうですけれども、いかがですか留守委員。

○委員（留守広行） ただいま言われているのとちょっと違うかもしれないんですけれども、不足しているところが2園書いてございます。この不足のところに配置しなければならない、2園なんでしょうけれども、これは普通の先生でいいのか。それとも資格を持っている特別支援の方のほうがいいのか、どちらというのはあるんでしょうか。ただ、不足が1名であって、4名であってというのが書いてあるんですけれども、特別支援の勤務が終わってからだと普通の先生が担当なさっていますけれども、預かりの時間もしかして資格のある特別支援の先生のほうを望まれているのか、その辺はどうなんでしょうか。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（齋藤 眞） そちらのほうは特別支援教育支援員の先生が本来であれば必要なんですけど、そちらは預かり保育担当の職員でも対応できますので、こちらにつきましては預かり保育の担当職員をプラスという形になります。

○教育長（大友義孝） ということは、どちらでもいいということ。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（齋藤 眞） そうですね。

○教育長（大友義孝） ということは、今留守委員がお聞きしている部分はどちらでもいいというふうな回答になるんですけれども、多分留守委員が心配しているのは正規職員いないところでいいんですかというふうな、多分そうですよね、その辺も含めて。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（齋藤 眞） こごた幼稚園につきましては、現在、担当の正規職員が配置されていないという部分がございます。こちらは、年の途中で退職されたということで、十分に正規職員が補充できなかったという部分がございます。来年度につきましては、人事担当に要求していくような形になると思いますが、基本的には3園とも正規職員を配置し

てということをごちらのほうとしては望んでいます。

○教育長（大友義孝） よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、そういう形で不足しているところは園のほうで大分苦しい状況で、カバーしているということにも見えるわけですから、その辺クリアしていかななくてはならないということでございます。以上でよろしいでしょうか。

では、そのような形で、ちょっと次年度の予算要求にも関わる部分になってくると思いますので、よろしく願いいたします。

日程 第9 報告第48号 美里町における幼児教育・保育を一体的に行うための認定こども園制度の導入の検討について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第9、報告第48号 美里町における幼児教育・保育を一体的に行うための認定こども園制度の導入の検討についてを行います。報告をいただきます。では、説明をお願いします。青山主事、お願いします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、私より報告第48号 美里町における幼児教育・保育を一体的に行うための認定こども園制度の導入の検討について報告差し上げます。着席のまま、失礼いたします。

資料につきましては、こちらのほうで事前に送付させていただいたものでございます。左上に「報告第48号」と明記されたものでございます。こちらにつきましてご報告差し上げるに当たりまして、お手元の資料につきましては右下に一応ページ番号を振らせていただいておりますので、こちらの番号に沿ってご報告差し上げるものでございます。

また1点、併せて大変恐縮ですが訂正のほうお願いしたい部分がありますので、この場で失礼いたします。まず1ページ目の一番下に、預かり保育事業に関する時間軸が記載されている部分がございます。こちらの「教育標準時間」と記載してある部分、「9時から12時」となっておりますが、申し訳ありません、これ「12時」ではなく「13時」でございます。「4時間」でございますので、こちらだけ訂正願います。

では、改めてご報告差し上げます。本件につきましては、7月定例会時に一度子ども家庭課と今連携しているという旨で、ご報告差し上げたところございました。その際に、事前にお示しするものとしまして非常にまだ不測の状況であったということで、大変失礼いたしました。

その際、改めてお示しいただきたい点のお話を頂戴したところでございまして、今回につきましてはそのいただいていたもののうちちょっと全てではないんですけれども、ご報告させていただく範囲でお示しできればと思っております。

一応報告させていただく事項としては、大きく2つございます。1点目につきましては、現状の美里町の各幼稚園・保育所が提供している教育とはどういうものであるのか、これ1つ目です。もう1つにつきましては、認定こども園ってどういった制度なのかというのをご説明させていただく予定でございますので、これが2点目でございます。

では、ご報告差し上げます。まず1ページ目ご覧ください。既に皆様につきましては、資料をご覧いただいているかと思っておりますので、全てではなく部分部分でのご報告とさせていただきます。

まず(1)、こちらが幼稚園・保育所の現状ということでございます。1)番で、提供している教育・保育の内容というものを示させていただきました。こちらにつきましては各幼稚園、現状公立3幼稚園でございます。こちら、年度当初に必ず本年度の運営方針はどういったものかという案を示すものでございまして、現状各幼稚園共通の方針ということでこちらをお示しさせていただきました。

こちらで大きく6つ示させていただいております。1つ目につきましては、園児一人一人の内面理解と発達過程を大切にします。2つ目については、幼児の感動を大切に、楽しい園生活を送れるようにします。3つ目につきましては、常によりよい保育環境の構成と工夫改善に努めるというものでございます。こちらまず申し上げたので、次につきましては基本的には子供の立場、こちらを最大限尊重し子供たちの就学前まで、いわゆる3歳児から就学前の期間での発達・成長過程を大切に、どのような園生活を送ることが次の小学校につながるのか、接続という観点でしっかりと努めるという内容で、今現状幼稚園が運営されているというふうに解釈しています。

続いて4つ目、家庭や地域との連携を密にしながら、相互の信頼を図り、地域の幼児教育の向上に努める。5つ目、研修の充実に努め、専門職としての資質と指導力の向上を図る。6つ目、子育て支援の充実に努めるというものでございます。こちら4つ目と6つ目につきましては、現状幼稚園は子育て支援という機能、こちらを有しているというものということで、先ほどの報告にもありましたが、子ども・子育て支援新制度というのが平成27年度から始まりまして、現状の幼稚園というものの新たな制度化の中で子育て支援、こちらの機能も果たしていくというものになってきております。4の公立幼稚園の運営方針の中で、もちろん家庭だけ

ではなく地域の皆様と連携を密にしながら、そういう人たちの力とご協力をいただきながら、幼児教育をどのように構築していくかというのを相互連携の観点で行っていくというものの考えでございます。

5つ目に当たりましては、こちらはもちろんということではあるんですが、やはり職員一人一人の資質向上、これが必須でございます。もちろん園としてどのように職員を育てていくか、非常にこれは重要なことであるとともに、職員の自己研鑽というのが併せて必要な要素でございますので、そちらを園全体として一人一人の職員の成長を図っていくというものでございます。こちらが現状の運営方針として考えているものでございます。

その下に、教育目標というものを掲げさせていただいております。こちらが3園共通のものでございまして、現状目指すべき子供の姿ということで幼稚園のほうで掲げているものがこちらの4つでございます。内容につきましては、ご覧いただいておりますとおりでございますので、こちらについては内容については割愛させていただいております。

その下に、ではこちらを踏まえてどういった事業を行っているかというのが、その下でございます。こちらが3園共通ではございますが、現状幼稚園自体が行っている事業としましては、基本的には通常の教育標準時間での教育の提供、これが一番下のほうでございます。こちらにつきましては9時から13時まで、通常のいわゆる教育と呼ばれるものの提供を提示させていただいているというものでございます。

こちらに併せまして、もちろん就労等を理由に保育を必要とする保護者さん、こちらがいらっしゃるわけございまして、そちらが教育標準時間（4時間）外で必要とする場合につきましては、こちら預かり保育というものです。こちら、9時・13時の時間外のところでのご提供を差し上げているものでございます。こちらにつきましては朝の7時から8時半、こちらが朝預かり、その後13時以降、19時まで、こちらがいわゆる午後預かりということでのご提供を差し上げているというものでございます。

こちらと併せて、せつかなのでちょっと保育所ってじゃあどうなのかというところを、その次にお示しさせていただいております。基本的に、保育所も幼稚園同様どういった目標を立ててお子さんを保育していくか、そしてそれに合わせてどういった時間帯でどういった事業を行っていくかという構成は、非常に類似しております。こちらにつきましては、現状公立の小牛田保育所、あとなんごう保育園、こちらの共通のものとしてお示しさせていただいたところでございます。

保育所につきましては、保育方針というものが出てございまして、こちら2ページの一番上

に3つお示しさせていただいたところでございます。恐らく、保育所というのはもともと厚生労働省の管轄で、いわゆる養護の観点が非常に強いところでございます。全体としてのクラス教育とかそういうもの以上に、個人を尊重する養育という観点が非常に強かったところがございますので、恐らく先ほどの幼稚園の目標に比べると非常に個人を尊重した部分というのが強くなっているんじゃないのかなというところがございます。

ちょっと3つありまして、保育所保育指針に沿いながら、心身ともに健全で豊かな人間性を持った子供を育てる。地域の実態を見極め、地域の抱えている課題を認識しながら保育に対するニーズに応え、相互理解の中で地域の保育所としての役割を果たす。保護者と常に密接な連携を図り、ともに子供をよりよく育てるために保育内容の充実に努めるというものでございます。

内容をもしご覧いただければそこで、お気づきあればなんですが、特に幼稚園と似ている部分が実はあって、地域との連携を密にするということであったりとか、地域の保育所としての役割をしっかりと果たすと、そういうところにつきましては現状幼稚園と保育所と似ている、いわゆる共通項として持っている方針というのがあるんじゃないかというように思っているところであります。

その下につきましては一応保育目標、こちらが今現状お示ししている目標でございます。その下に実際の事業、今行っているというものでございます。こちらにつきましては、幼稚園よりも比較的複雑というか分かりづらい部分があるので、一応このように時間軸でお示しさせていただいたところ、かつこれはやっぱり公立の現状のものとしてご理解ください。

保育所については、今私立の保育所でも町内で運営しているところがありますので、若干時間軸が変わる部分もありますが、基本の考えとしましては今保育所の中で幼稚園という教育標準が4時間に該当する部分というのが、保育所でいうと7時から18時になっております。保育標準時間が基本となっています。その下の「保育短時間」とありますが、保育所って今短い時間だけお預かりする方と長い時間お預かりする方と2つに分けるという制度になっておりますので、基本のところは皆さん11時間のお預かり、そうではなくて短い時間だけの方もお父さんやお母さんがパートさんとか、短時間パートの方とあれば基本的に下のお預かりになることも十分考えられます。

これが今現状の基本で、幼稚園の預かり保育に該当する時間外の部分につきましては、保育所は園長保育という形を取っておりまして、これにつきましては18時から19時、こちらで1時間だけ別途保護者さんの仕事に応じてお子さんを預かっているということでございます。

その下に示させていただいているのが、これが通常保育以外のもので特別な事情に応じて行っている事業というところで、2つほどお示しさせていただきました。障害保育児童ということで、一定の障害をお持ちのお子さんのお預かりももちろんするということです。

あわせて、その下が一時保育事業で、こちらについては保護者さんの断続的・短時間就労ということで、疾病等で一時的に家庭保育が困難となる児童ということでございます。こちら一時保育といいまして、必ずしも在席していないお子さんで一時的にどうしても必要という方について保育を提供するというもので、こういった事業も行っているというものであります。今現行稼働しているのは、なんごう保育園のほうで稼働しているというものでございます。

それ以降、2)というところに続くんですが、こちらは本当はご覧いただいているという前提のところでお考えください。一応過去の入園状況、幼稚園から保育所まで全てまとめさせていただきました。ちょっと量が量というところがございますので、大変恐縮なんですけどもこの場での説明は割愛させていただいて、ご覧いただいていたという前提でのお話にさせていただきます。

続きましてこども園の説明ということで、実際認定こども園ってどういったものかというところを、続いてご説明差し上げます。こちらは、ページ番号で9ページ以降ご覧いただければと思います。こちらは、実際今主管となっております内閣府のほうで平成27年、これ実際4月に一度配付されたものなんですけど、一部ちょっと改訂あったということで一応最新のものでお出し差し上げております。かつ、内容が新制度全てのものが本来は掲載されているものなので、今回ちょっとトドメの部分のみ抜粋のほうをさせていただきました。こちらの中でご説明させていただきます。内容多少ちょっと順不同になってしまいますが、ご容赦いただければと思います。

まず、ページでいうと11ページでございます。11ページのちょうど一番上ですね、「幼保連携型認定こども園の認可基準」とありますが、こちらの基本的な考え方というのはちょうど題名の2つ下の段でございます。こちら、こども園の基本的な考え方がどういうものかということで、これは国の考えでございます。

3つほどお示しされていますが、ここに掲載されているのはまず「学校及び児童福祉施設の双方の実績を有する」、ここが実はポイントでして「単一の施設として幼保認定型認定こども園にふさわしい『単一の基準』とする」ということでございます。先ほども公立のところ「教育の目標」であるとか「保育の目標」ということで示させていただきました。こちらが、こども園にすることでそれが双方分かれた施設ではなくて「単一の施設」で実現が可能ではないか

というものが、こちらの国が示している基本的な考え方の1つでございます。

2つ目につきましては、「既存施設からの円滑な移行のため、『設備』に関する基準については一定の特例を設けています」と。これは、基本的な考えというよりは、先ほどの1つ目を基本としつつも、実際今新設するところもあれば、現存の幼稚園・保育所から移行した場合ということも十分想定できると思います。それで、こちらの下の設置パターン別の基準というのがあります。結構これ、国につきましては弾力的に考えていただいております、1からこども園にした場合、幼稚園からした場合、保育所からした場合というのがある程度弾力的な基準で、例えば旧幼稚園の基準をそのままずやりながら、例えば乳児さんをお預かりするようなこども園にさせていただくという形も取りつつ、保育所からの場合というものも弾力的に考える、こういうことでございます。実際、新設というものが純粋なこども園の基準というふうにお考えいただければということでございます。

先ほどの基本的な考え方に戻らせていただきまして、3つ目こちらにつきましては先ほどもちょっとご説明差し上げましたが、実際こちらの施設の形態というのは全てが新設とはいかず、なかなか現実に幼稚園から移行するパターンとか、保育所から移行するパターンというのも十分今想定の中には入っているという中で、先ほどちょっと説明差し上げましたが各施設形態から柔軟に応募できるというのが今の現状の制度でございますので、今までの方針をある程度継続しつつ、こども園に移行するというのも十分可能です。もちろん新設で、最初から認定こども園としてするというのも十分可能でございますので、それぞれに応じてこのように柔軟な基準というものを用意しているということでございます。

最後に12ページ、こども園が実際行うべき教育・保育の基本となります、これ「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」というものの概要をお示しさせていただきました。こちらにつきましては、保育所というのは「保育所保育指針」でございます。幼稚園につきましては、「幼稚園教育要領」というものがございまして、提供する教育・保育のいわゆる根幹の部分というふうにお考えください。

こちらこども園につきましては、基本的にこちら2つの指針及び要領、こちらを踏まえて改めてこちらを今制定しているものでございます。内容のほう非常に濃い部分があるので、簡単にざっくりご説明差し上げますと、基本の部分としましては従来の幼稚園教育要領と保育所保育指針の基本部分は全て盛り込んでいるというものでございます。

例えば、真ん中に5つの領域というのがありますが、これほとんど保育所保育指針に掲載されているものでございます。これは、認定こども園になっても引き続き継続して行おうとし

つつも、その1つ上にある教育及び保育の基本及び目標につきましては、実際に幼稚園がこれまで幼稚園教育要領で使っていた部分というものを引き続き盛り込んでおるといふところの目標が掲げられているというものでございます。

こちらに応じた実際の計画の作成等につきましては、先ほどの領域の1つ下、こちらに実際行われていい計画等の作成について記載がでございます。こちらも、先ほども申し上げましたとおり現行の保育所で行うべきもの及び幼稚園で行うべきもの、こちらを1つの施設で合わせて行っていくということで、基本的には引き継いで行っていくというものでございますので、こちらの町内で行っていく上では基本的には従来の教育・保育というのは、大きく形を崩すことなくそのまま引き継げるんじゃないのかというところを現状こちらで今示しているという考え方でございますので、そのようなご理解のほどをいただければと思います。

その次、こちら今こども園について2点ほど示しましたが、基本的には今公立で行っているものの教育と保育自体は、もちろんだという形態でやっていくかにもよるんですけども、基本的な考えとしてはしっかりと引き継いで継続して、何よりも子供たちに一番いい環境とは何かというところをつなぎながら行っていくものではないのかなというところでご理解いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

前回いただいた資料のほかに、今日も資料の部分いただきましたが、今説明をいただいたようにこれをどうしていくかという議論はまだ先の話であって、その中身を今説明いただいたというふうなことで理解していいですか。（「そうです」の声あり）

では、今いただいた説明の中で「ここをもう少し」というような部分があればお聞きしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。これからどういうふうにしていくかというのは、これから先の部分だということなんだね。今は、ベースとなる部分を委員さん方に知ってもらいたいということでの情報提供だったというふうに思っているんだね。後藤委員。

○委員（後藤眞琴） 認定こども園を教育委員会として考える場合に、いただいた資料の1つですね。それから、まだありますよね。

○教育総務課主事（青山裕也） そうですね、まだあります。

○教育長（大友義孝） そうですね。

ちょっと1ページのところで、さきに8時半から9時まで切れているんだけど、ここの解釈はどういう解釈したいんでしょう。

○教育総務課主事（青山裕也） こちらにつきましては、規則でこうなっているんですけども、運用的には朝の預かり保育が終了して、クラス活動に移行する際に多少どうしても先生方とお子さんの移動とか準備とか、ちょっとそういったものをどうしても挟んでしまうというところがありますので、そこでここにはちょっと30分という空白があるものでございます。

○教育長（大友義孝） 先生方は、勤務時間には入っているわけですよね。ただ、子供たちから見れば準備期間という考え方でいいのかな。じゃあ、預かりとして、預かっているわけじゃない。

○教育総務課主事（青山裕也） 預かってはいるんじゃないですか。

○教育長（大友義孝） そうだよな。

どうでしょう委員の皆さん、よろしいですか。

じゃあ、先ほど後藤委員からもありましたように、教育委員会が認定こども園の協議をする際には必ず必要な資料だということで、それぞれの分野で説明をいただいたということでございますので、今後あとどういう形で進めていくかは委員の皆さんと協議していくということになろうかと思えます。

では、以上で日程第9、報告第48号については終了というふうにさせていただきます。

では、これより休憩します。5分程度休憩いたします。

休憩 午後2時57分

再開 午後3時02分

○教育長（大友義孝） では、休憩を解きます。再開させていただきます。

協議事項

日程 第10 美里町心身障害児就学指導審議会への諮問について

○教育長（大友義孝） これより協議事項に入ります。

日程第10、美里町心身障害児就学指導審議会への諮問について協議していただきたいと思えます。では伊藤先生、お願いします。

○特別支援教育専門員（伊藤 淳） まず、非常に量の多い資料をご覧いただいて、ありがとうございます。今年度の審議会に諮問するかどうかということ、これから協議いただくわけですが、50名の子供たちの名前が挙がってきています。知的のほうで40%、それから自閉・情緒のほうで40%、それから今年度は県立の支援学校に入りたいというお子さんも4名ほどいます。それから、その他の障害ということで福祉学級に入りたいというお子さんが、今のところ12%ということになっています。昨年よりも情緒・自閉のお子さんのほうが増えているのではないかと。ちょうど今年度40%・40%で同数になりました。低学年に行くほど、自閉・情緒学級のお子さんのほうが多くなってきておりますので、先ほど授業中の落ち着かない行動とかというお話が出ましたけれども、そういうところにも若干関係しているのかなというふうに考えています。

それから昨年度の審議会、あるいはその後の教育委員会で承認を得た後の動きについての資料をご覧いただきたいと思いますので、こちらのほうも併せて協議をいただいて今度の審議会に諮問するかどうかということをお決めいただきたいと思います。お願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

諮問書については、配付されているとおりでございます。だから、この対象者数50名ということについて、このとおり諮問させてもらってよろしいかどうかということでございますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、この50名の方を指導審議会のほうに諮問させていただくことにさせていただきます。また、結果がまいりましたならば、教育委員会で決定するということになっておりますので、その辺含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、この資料につきましては、今日回収させてもらっていいんですか。（「はい」の声あり）では、今日委員の皆さんに事前にお配りさせていただきました審議会の資料のほう、回収をさせていただきたいと思ひます。いろいろ人数の多いところで、ありがとうございました。では、審議会のほうで審議を慎重にさせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

日程 第11 新中学校開校準備委員会について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第11に入ります。新中学校開校準備委員会について協議させていただきます。

では伊藤主事、いいですか。よろしくお願ひします。

○教育総務課主事（伊藤大樹） それでは新中学校開校準備委員会について、資料に基づいて説明させていただきます。恐縮ではありますが、座って説明させていただきます。

まず配付資料の確認ですが、ホチキス止めの資料を一部お配りしております。表紙が「新中学校開校準備委員会委員選定について（案）」というものとなっております。2ページ目まで、その委員選定についての資料となっております。その後ろが別紙1から4まで各様式をつけております。その後ろが、A3カラーで折り込みをしている「新中学校開校準備委員会協議スケジュール（案）」となっております。本日説明するのは、委員の選定についてと協議スケジュールについてとなりますので、よろしくお願いします。

初めに、資料1枚目の「新中学校開校準備委員会委員選定について（案）」というものについて説明させていただきます。まず、委員の選定方法についてです。委員の選定方法は、町の要綱を準用して行う予定としておりまして、公募・学校による推薦・教育委員会による指名の3つの方法がありますので、その方法を順番に説明させていただきます。

まず公募についてですが、町の要綱を準用して公募要領を定めておりまして、現在令和3年10月1日から10月29日の期間で募集を行っている状況です。応募者が募集人数以下になった場合は、応募者全員を委員候補者として選出し、応募者が募集人数を超える場合は令和3年の11月6日（月曜日）に抽選を実施し、委員候補者を選出する予定としておりまして、委員候補者については教育委員会で確認後に、委員として決定する予定となっております。

なお、本日時点での応募者はゼロ人となっておりますが、町の公募実施要綱では「公募委員の枠を設定した場合において応募者が公募した人数に達しなかったときは指名、その他の方法により委員を選任することができる」と定められておりますので、その場合は教育委員会による指名などによって委員を選任したいと考えております。

次に、学校による推薦についてです。こちらについては、町の要綱を準用して市のほうに示す手順で選任をする予定としております。まず、教育委員会から各学校長へ委員の推薦依頼をしまして、各学校長から推薦書を提出してもらう予定です。その後、推薦された委員を教育委員会へ報告させていただくといった流れとする予定でおります。こちらに記載している各種様式については、参考資料としてお配りしておりますので、参考にご確認いただければと思います。

次に、教育委員会による指名についてです。こちらも、同じく町の要綱を準用して資料に示しているように選任をする予定としております。まず指名委員について、事務局のほうで候補者案を作成しまして、それを教育委員会のほうで確認をいただいた後、事務局で委員指名理由書というものを作成して、その後指名委員への依頼を行い、委員就任承諾書を提出してもらう

といった流れでありまして、こちらの様式についても参考資料としてお配りしますので、ご確認いただければと思います。

次に、各検討部会の構成員について説明いたします。各検討部会の構成員の内訳については、ページの下の部分の表に示している人数を想定しておりまして、各構成員の選定基準と選定方法については2ページ目に示しておりますので、2ページ目のほうをご覧くださいと思います。

まず保護者についてですが、人数としては総務検討部会、PTA・通学検討部会で6人ずつ、学校運営・教育課程検討部会で3人の全体で15人としております。総務検討部会とPTA・通学検討部会の選定基準としては、各小学校区の保護者1人ずつを入れることとしておりまして、6人となっております。学校運営・教育課程検討部会については、各中学校区から1人ずつを想定しているため3人となっております。選定方法については、学校による推薦を予定しておりまして、総務検討部会とPTA・通学検討部会の委員については小学校から推薦をいただく予定としておりまして、また小学校の保護者に関しては新中学校開校時に在学する生徒の保護者が望ましいと考えるため、今年度3から5年生の児童の保護者を推進してもらう予定としております。

学校運営・教育課程検討部会に関しては、保護者は中学校から推薦をいただく予定としておりまして、こちらは小学校に兄弟がいて新中学校に通う予定の子供がいる保護者の方など、任期の最後まで意欲的に参加いただける保護者を推薦していただければというふうに考えております。

次に教職員についてですが、こちらは検討部会ごとに各中学校区から1人ずつの参加を想定しているため、教職員としては合計として9人となる想定となります。また、検討部会3人のうち1人は校長に参加してもらう予定としております。選定方法については、校長については教育委員会による指名を行う予定で、そのほかの教職員6人については学校による推薦を行う予定としております。

次に住民についてですが、こちらについては各検討部会に2人ずつの計6人としておりまして、選定方法については公募によるものとしております。公募により6人が集まらなかった場合は、先ほども説明しておりますが教育委員会の指名などの方法で委員を選任することとしたいと考えております。

次に学校評議員についてですが、各検討部会で1人ずつで計3人としておりまして、選定基準としては開校準備委員会全体で各中学校区から1人ずつを選定する予定としております。選

定方法については、教育委員会により指名をすることとしておりますので、事務局において案を示す予定となります。

次に、学識経験者についてです。こちらは、各検討部会で見識を持つ方が必要と思われるPTA・通学検討部会と、学校運営・教育課程検討部会に1人ずつを配置することとしております。総務検討部会については、給食アレルギー対応の部分に関して見識を持つ方が必要と考えられますが、開校準備委員会においては町内小中学校の栄養士で構成する栄養士会において作成した素案の内容を検討することがよいのではないかと考えておまして、そのほかの協議事項に関しては保護者と学校教職員で十分に協議が可能であると考えておまして、学識経験者は配置しないこととしております。学識経験者の選定基準としては、PTA・通学検討部会については通学方法や安全対策の部分に関して見識を持つ方が必要と考えられるため、遠田警察署の交通課の職員がよいと考えております。また、学校運営・教育課程検討部会については教育課程全般に関して見識を持つ方が必要と考えておまして、元教員の方などを想定しているところがございます。

次に、別紙の部分は参考に確認していただければと思いますので、A3のカラーの資料ですね、「新中学校開校準備委員会協議スケジュール（案）」というものを説明させていただきたいと思います。こちらの資料については、開校準備委員会の協議事項ごとに検討する時期を示したものとなっております。

初めに、代表者会の協議事項についてです。まず学校名についてですが、こちらについては来年度から選定方法等の検討を始め、令和5年度には開校準備委員会から検討協議結果の報告を受けて、教育委員会において学校名を決定する予定とさせていただきます。

次に校章・校旗・校歌についてですが、こちらも来年度から検討を始め、令和5年度末までの2年間で選定をしていければと考えております。

次に施設配置についてですが、こちらは新中学校の整備事業のほうで来年度に新中学校の施設設計がされる予定ですので、その設計の段階で教職員や保護者などの意見を伺えればと思っておりますので、この時期に設定をしております。

次に、総務検討部会の協議事項についてです。まず記念行事についてですが、こちらについては令和6年度中に検討する予定としております。

次に、制服・体操服などの学校指定用品についてですが、こちらは来年度から方向性などを検討して、令和5年度中に選定をする予定としております。令和6年の始めには、デザイン等の決定をしたいと考えております。

次に事前交流についてですが、こちらも来年度から内容を検討し、令和5年度から実施していければと考えております。また、その中で修学旅行の目的地について検討する予定としておりまして、こちら宿泊先や新幹線などの仮予約などの関係があるため、令和5年度初め頃までには目的地を決定する予定としております。

次に給食アレルギー対応についてですが、こちらについては令和5年度から検討していく予定としておりまして、基本的には栄養士会などで案などをつくってもらったものを検討するような形とする考えでおります。

次に、教材・備品の整理・引越計画・準備についてですが、こちらについては来年度からの協議の開始を予定しておりますが、新中学校整備事業のほうで備品調査業務というものがありますので、それと併せて実施できればと思っております。基本的に、準備委員会としては新中学校に持っていく備品などを検討していく予定でおります。

次に、PTA通学検討部会の検討事項についてです。

まずPTAについてですが、こちらについては令和6年度に検討する予定としております。

次に通学・スクールバス運行計画についてですが、こちらは来年度から検討を進めていきたいと考えております。また、令和5年度からは検討結果に基づいてスクールバス運行ルートの検討を進め、それに併せて安全対策の部分も検討していく予定としております。

次に同窓会についてですが、こちらは令和6年度から検討する予定としております。

次に、学校運営・教育課程検討部会の協議事項についてです。教育課程については内容が多いため、来年度から令和6年度末まで継続して検討していく予定としております。

次に、いじめ・不登校対策についてですが、こちらは令和5年度から検討を進めていく予定としております。また特別支援教育についても、同じく令和5年度からの検討としております。

次に、ICT教育の推進についてですが、こちらについては来年度から検討を進めていく予定としておりまして、電子黒板やプロジェクターなどの備品購入の関係もありますので、その仕様を令和5年度の9月頃までには準備委員会での意見などを踏まえて決定していく予定としております。また、ICT教育に関しては技術の進歩が早く、新しい技術が出てくることが考えられるため、継続して検討していく予定としております。

次に、英語教育の充実についてですが、こちらは来年度から検討していく予定としております。

次に部活動についてですが、こちらも来年度から検討していく予定としております。

最後に、校則についてです。こちらについては、令和5年度から検討していく予定としてお

ります。

資料についての説明は以上となりますが、こちらの協議スケジュール（案）に記載している協議事項に関しては新中学校開校準備委員会の設置要綱の協議事項で掲げている項目の部分となりますので、このほかにも検討していく中で細かい部分など出てくると思いますので、その都度スケジュールについても検討していくことになると考えております。

内容などお気づきの点ございましたら、ご意見いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいま丁寧な説明を頂戴しましたが、どうでしょうか。委員の皆さん、ご意見ございましたら発言お願いしたいと思います。

じゃあ、このような段取りで進めていくと。そして、今公募しているんだけどゼロだということなので、委員の皆さん「この方がいいんじゃないか」といったら、声がけなどもしていただいてもいいのかなと思います。そうじゃないと、教育委員会からいろいろ人選していくこととなりますので、自ら応募するものと指名ではまた違った意味もあるのかなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

今年のうちに資料出しはしていくということの確認はしていますので、実際に中身は来年からだということがございます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

日程 第12 研修バス運行事業等について

○教育長（大友義孝） それでは、次に移ります。日程第12、研修バス運行事業等について協議でございますが、阿部係長、よろしく願いします。

○主幹兼管理係長（阿部秀樹） 管理係の阿部と申します。よろしく願いします。座って説明のほうさせていただきます。

研修バス運行事業等についてということがございます。資料のほうお手元に、当日となりまして申し訳ございません、配付しておりますこちらのほうを読ませていただきます。

美里町の研修バス事業であります。運営は防災管財課で執行しております。

この研修バス事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による利用率の低下や、研修バス運転手の雇用確保が難しく運営が困難となったため、事業の見直しを検討しておりま

す。

また、この機会に研修バス及びスクールバスも併せた運営が可能か検討したいと防災管財課より提案がございました。研修バスを多く利用し、スクールバス事業の運営を行っている教育総務課、及び町民の研修事業を行っているまちづくり推進課が参加し、研修バス事業の今後の運営について打合せを行っております。

その際、研修バスについてなんですけれども、現在運転手が2名、研修バスの車両を4台所有しております。今後の研修バス事業の課題として運転手の雇用が一番大きく、現在の運転手が高齢化していることや運転手の新規応募も不足し、雇用に至らない説明され、またバスの車両も老朽化しておりますが、更新の見込みがないことの報告がございました。今後の事業継続が難しいという結果に至ったと思います。

これにつきまして、まず今後の研修バスの利用状況というのを、教育総務課及びまちづくり推進課のほうで今後の見込みとして使用するかどうかということで意見を述べてほしいということで、教育総務課のほうは校外学習の際の研修バスの利用は幼児や児童の送迎とタイムスケジュールが合わないときに利用していることから、研修バス事業の継続は要望するという事でお伝えしております。

また、まちづくり推進課では、町民の研修についても今後の研修バスは必要であり、研修バス事業の継続を希望するとのことで意見がございました。

このことから、研修バス事業は今後も継続する必要がある、運営として効率のよい方法はスクールバス事業と一括することではないかとなり、教育総務課で研修バス及びスクールバス事業を一括した運営を行えるか検討しております。

事務の委任または補助執行については、これは規則になるんですけれども、美里町長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則、こちらで補助執行が可能との総務課の文書法令係から回答を得ております。

つきましては、教育総務課で運営を行うことについて、教育委員会でご協議いただきたいと思っております。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） いいですか。

以上のような内容であり、今突然ではなくて事務局というか担当者同士はいろいろ話をしてきたということなんですよ。教育委員会でも運営することについて「どうなんですか」という、協議をしてくださいというふうになっているところのようですね。何も無い中で、どう

いうふうにして協議していくかだね、内容はね。データか今何もないわけですよ、台数と雇用の人数だけであって、年間どれだけ利用がされていて、それに伴う事務管理が何人ぐらい必要なのかということも含めて、そういったものがないとなかなか協議テーブルには載らないということだね。

委員の皆さん方のご意見も多分今から頂戴しますけれども、事務局案としてどうしようかなというのを最初まとめなきゃいけないんじゃないかなという感じがするんですけども。いかがですか、委員の皆さんは。後藤委員、何か。

○委員（後藤眞琴） これ、今初めて見たんですけども、この教育総務課で研修バスの運営を行えるのかどうか、行うことができないのかどうかという、そういうことをまず判断しなければいけないのではないかと思います。これ見る限りでは継続したほうが僕はいいと思うんですけども、継続するためにはどういうことが必要なのか、事務局のほうでいろいろ検討しているんだと思います。

○教育長（大友義孝） どうでしょう、委員の皆さん。留守委員、いかがですか。

○委員（留守広行） 1つお尋ねしたいんですが、今3つの課がいろいろ関係していると。防災管財課とまちづくり推進課と教育委員会総務課と3つ関わることだと思うんですが、1つ教えていただきたいんですけども、バスの管理等は防災管財課でしている状況でしょうか。あと、研修等で申込の窓口はまちづくり推進課でやっているんでしょうか。あと、今スクールバスのほうは運転手さんの雇用とか、スクールバスの管理は防災管財課じゃなくて教育委員会総務課でなさっている状況なんでしょうか。すみませんが、教えていただきたいんですけども。

○教育長（大友義孝） じゃあどうぞ、事務局お願いします。

○主幹兼管理係長（阿部秀樹） 今現在、研修バスの管理につきましては、車両の管理につきましては防災管財課のほうで管理、こちらに記載した4台こちら全て今は防災管財課で管理をしております。

研修バスを利用する際の申請なんですけれども、こちらにつきましてはまちづくり推進課、一般の研修はまちづくり推進課を経由して防災管財課に申請するという形を取っております。

○教育長（大友義孝） あと、教育委員会のほう。

○主幹兼管理係長（阿部秀樹） スクールバスについては直接こちらで、教育総務課の管理系のほうで全て車両管理を行っております。

○教育長（大友義孝） 雇用もね、ありがとうございます。申請から雇用から全部教育委員会、スクールバスはこちらで行っているわけです。

次長、じゃあ。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） よろしいでしょうか。

私も、その打合せのほうに出席をしておりますので、ちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、まず防災管財課のほうで研修バスを管理・運行しております、それでそこで申込があるのが学校の校外学習の部分、これが多いということと、あとはまちづくり推進課で持っているまちづくりの事業というんですかね、地域の研修とかそういうものの申込がある。大きく分けると、この2つであるということをございまして。

今後の対応についてということで、なかなか防災管財課で少ない台数、かつ雇用も変則的であまり賃金としては多くならないというふうなところもございまして、今後の応募もなかなか見込めないというようなことから、ある程度バスの運行管理の形態を変えるというか、整理をさせていただきたいという協議というか打合せがございまして、それで教育委員会で今スクールバスを管理運行しておりますけれども、それに加えて校外学習の分も含めて教育委員会のほうで運行することはできないかということと、あとは一般の研修等々についてはどうするかということがございまして、まちづくり推進課で同じように引き継いでやるという形も取れるのですが、そうすると先ほどお話ししたとおり賃金的にも低いですし、業務的にも変則になるというようなこともございまして。

防災管財課からは、教育委員会で持っているスクールバスそれに校外学習を加え、さらにその一部をまちづくりというか一般利用している部分にある程度対応していただくことはできないのかというようなあちらの意向がありまして、それでいろいろと先ほど補助執行という言葉が出てきたと思うんですが、そういうことから話がございまして、一部一般住民の研修に当たる部分についても今までどおりまちづくり推進課を通して申請をいただくような形にはするというお話なんです、そういう部分も含めて一元化というか、できないでしょうかというような打診というか話があったというふうなところでございまして。

あと今後のバスの運行につきまして、今11台のバスで運行しているのですが、スクールバスですね。今度新中学校が出てくるとなると、やはり倍ぐらいのバスが必要になるということもございまして。それで、現在の小学校・幼稚園のバスの運行だけでも、改めて見積りを取って見たのですが、やはり今大体2,500万円ぐらいで運行管理をしておるのですが、大体7,200万円ぐらいかかると。これは、校外学習の運行も含めて見積りを取って見たんですね、参考までに。そうすると7,200万円程度になるということで、非常にコストが上がるとい

うことで、財政の話ですと単純に民間に委託ということにはなかなか現時点ではならないであろうと。なので、まず現在の状況では直営、ただじゃあ中学校が入ってきたときに直営になるのかというふうなこともございまして、これは非常に大きな問題で、今後検討していかなければならない。

あとは、その先には住民バスの運行なんかも絡んでくるところがございまして、今後町としてのバス事業というんですかね、全体的にいろいろ関連が出てきますので、今後いろいろと協議をしていく必要があるのかなというふうに打合せの中ではなりました、かなり今後しっかりと考えていかなければならないというところがございます。

ただ、今お話をさせていただいているのは、今のスクールバスの運行に校外学習の部分、あとは一般の部分も補助執行というんですかね、そういう部分の打診をされておりますので、先ほどお話しいただきましたけれどももう少し資料をしっかりとそろえて、それで「事務局としてはこうだ」というところをお出しする。あと補助執行という一部分もございまして、それにつきましては整理の上というか、どういう形でやれるのかという部分をもう少し根拠立てて、資料もお出しして進める必要があるのかなと思っております。

町長部局というか、防災管財課からは「来年度予算から何とかできないか」というようなこともございまして、こちらとしては「なかなかそんなにすぐは」という話ではあるのですがそういうところもございまして、資料等々については早急にそろえながらご協議いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○教育長（大友義孝） 今日、初めての説明ということですよ、とっかかり。だから、先ほど言われたように事務局でまず検討しなければならない。ただ1つ言えることは、この検討に至る経過はまずもって研修バスの雇用確保が難しいということで、これが教育委員会に来たからといって解消するわけではないわけです。

だから、その部分をどう解消していくのかということも、当然含めての検討になるんですよ。もっとも、スクールバスの今の運転手さん方もどちらも高齢化になってきていまして、雇用の確保という部分については教育委員会でも難しい状況になってきております。どこでやろうとも、同じ結果になるんだろう。そのことを踏まえて、まずは検討していくと。そして、委員の皆さんにご意見を頂戴して、どうするかということにしていきたいということで、よろしいですかね。

じゃあ、そういうふうな形でお願いしたいと思っております。いろいろ説明ありがとうございました。

では、もう少し行いますか。じゃあ、もう一つ。

日程 第13 美里町就学援助制度について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第13、美里町就学援助制度について協議させていただきたいと思います。

どうぞ教育次長、お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） それでは、私のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

まず資料につきましては、事前にお渡ししておりました「美里町の就学援助制度の見直し（案）」というものです。こちらをご覧いただきたいということと、あと本日併せてお配りしている部分で別表1ですね、「美里町小中学校就学援助認定者数（平成28年度から令和3年度）」というものです。これはバックデータというか、資料になります。あとは、委員さん方だけにお配りしておるのですが、教育長を含めですね。インデックスで番号がついた少し厚めの資料ですね、これをお配りさせていただいておまして、それはさらなる参考資料ということでご覧いただいたというふうに思いますので。まず「見直し（案）」をベースに説明させていただきたいというふうに思います。座って説明させていただきます。

それで、これまでいろいろとご協議をいただきまして、それを整理させていただいたものでございます。1枚目の裏面ですね、裏面に目次がございまして、全体的に6つの章に分かれておまして、最後に「まとめ」という形で整理しておるものでございます。

まず1ページでございすけれども、これは見直しの経緯ということで、これにつきましては議会からの提言、それに基づいて教育委員会で議会の提言にある給食費を一律に補助するものではなくて、経済的に支援が必要な家庭、ここを支援していくということになりまして、その後ちょっと時間はたちましたが教育委員会で現在やはり「総合的に教育を受けるために必要な経費を支援する」というところから、就学援助制度の見直しというようなところで行ってきたというところがございます。

大きな2番目につきましては、就学援助制度ということで、まず「就学援助制度の目的」、あと「就学援助制度の対象」というところで記述しておるものでございます。

大きな3つ目が、「要保護世帯及び準要保護世帯の児童生徒数の推移」ということで、全国

と美里町というところで記述しているところがございます。

4つ目が、「美里町の就学援助制度の内容について」ということで、現在の就学援助制度の対象者というところ、あとは現在の就学援助の内容、3ページ目でございますけれども、要保護世帯と準要保護世帯の現在の支援内容を書いているところがございます。その次が、就学援助制度の周知状況等ということで、現在の就学援助制度の周知状況を記述しているものがございます。

大きな5番目ですね、「美里町の就学援助制度の見直し」ということで、ここが見直しの部分というところになります。まずは、援助費目につきましての記述をしているところがございます。それで、まず最初に要保護世帯につきましては、これは生活保護の部分になります。生活保護につきましては、生活保護担当部署というところでやるということになってございまして、美里町では健康福祉課が担当部署ということになっているのですが、ここは相談・調査、あとは生活保護費の現金支給、これのみを行っているということでございまして、これの認定・給付などメインの担当部署につきましては宮城県の北部保健福祉事務所、ここが行っているというところがございます。

それで、いろいろ調べてみたところ、ほとんど援助費目に該当しているのですが、現在卒業アルバム代等につきましては支給されていないということでございましたので、この部分を追加していくことがよいというようなところで記述しているところがございます。あと、今後もし必要な援助費目が出てきた場合につきましては、ご協議いただいて追加することがよいというような内容になっているところがございます。

あと、準要保護につきましては、現在支給していないクラブ活動費・生徒会費・PTA会費・卒業アルバム代等・オンライン学習通信費、ここの部分について拡充について検討したというところございまして、これは全て援助費目として追加することがよいというようになったというところがございます。

あとは、追加で書いている部分でございますけれども、現在援助費目にはないものというところで、今後のICT教育の教材ですね。AIドリル、前に校長先生からいろいろと説明をいただいた部分もございまして、こういうものについても追加したほうがよいのではないかとというふうに考えまして、これの費用につきましてもオンライン学習通信費に「等」ということで加えて、援助に追加していくことがよいのではないかとこの部分でございます。それで、費用につきましてはこのような形でということを書いていただいているところがございます。

あとは、準要保護世帯の認定基準について。今は、援助費目のお話でございます。続きまし

て認定基準についてということで、美里町教育委員会では今のところ生活保護の基準に一定の係数を掛けたものについてはまだ導入しておりませんので、それにつきまして検討したというところをございまして、全国の状況につきましては76%の市町村で準要保護世帯を認定する際に生活保護の基準に一定の係数を掛けたもの、これを基準ということにしておりまして、その基準につきましてはここに書いてあるように1.2倍から1.3倍の係数を掛けているものが多いというところをございまして、中には1.5倍以上の市町村もあるというようなところをございまして、1.5倍以上を採用している市町村の中では、1.5倍が一番多く採用されているというところをございます。

あとは、全国的に見ますと非常に高い係数を掛けたものを基準としているところもございまして、最も高いところが兵庫県の宍粟市の2.6倍・母子世帯は2.86倍、これが一番高いというようなところをございます。あとは、政令指定都市については係数については総じて低いというふうになっているところをございます。

続きまして宮城県の状況をございますが、インターネットでホームページ等々を見て調査したところ、宮城県内で生活保護の基準に一定の係数を掛けたものを基準としているのは、9市町ございました。その中身は、ここに書いてあるとおりをございます。

それで、基準額の算定についてどのような形にするかというところをございまして、まずこれを導入するという前提にはなりますが、その基準額の算定についてですけれども、生活保護費の算定については市においては市で福祉事務所がございますのでそこで算定しておるのですが、町村は県の保健福祉事務所が算定している状態というところをございまして、美里町でも県のほうで算定していただいております、生活保護の基準額を町で算定するということはちょっと困難であるというところをございます。

それで特別支援就学奨励費需要額、これは教育委員会でも毎年該当者がございますので、これは金額を出しているというところをございます。毎年文部科学省から算定方法が示されて、教育委員会で算定することが可能をございます。宮城県内の4町では、特別支援就学奨励費需要額に一定の係数を掛けたものが基準というふうにされているところをございます。この需要額につきましては、文部科学省の特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領、これ添付しておる資料ございますけれども、これに基づいて算定しているということで、生活保護基準額と比較すると約1割ぐらい高くなっているというところをございます。

こういうことを踏まえまして、準要保護世帯につきましては生活保護費を受給はしていない

のですが、要保護世帯に準ずる程度に経済的に困窮している世帯であること、これを考慮いたしまして検討した結果、宮城県内の4町で採用されている特別支援就学奨励費需要額に一定の係数を掛けて算定することがよいというふうに記述してございます。掛ける係数につきましては、美里町の財政状況を考慮し、支援対象者がどの程度増えるかということ想定して検討した結果、生活保護基準の1.3倍に相当する特別支援就学奨励費需要額の1.2倍とすることがよいということになりましたということで記述しているところでございます。

あとは、下にはこの基準を採用することによって対象人数が増えるということで、仮に30%増えるということで計算すると、ここに書いてあるように約732万円の費用が必要となるというところでございます。こういう支援を考えたときには、やはり教育委員会といたしましては可能な限り子育て世帯の支援をしていくというようなところを考えていくと、高ければ高いほうがよいというところもあると思います。全国的にも例がある1.5倍の係数を掛けたものというところも考えられるとは思いますが、財政状況を考慮すれば1.3倍ということでやむを得ないのではないかとこのようにまとめているところでございます。

あと、就学援助制度の見直しに必要な費用ということで、これ全体的な費用を計算してみますと、約1,580万円が新たに必要となるというようなところでございます。議会から提言されている月1,000円の助成というところになりますと、2,000万円が必要になるということで、これに比べれば420万円少なくなるというようなところでございます。

あとは、就学援助制度の周知及び申請場所についてということで、やはり必要な家庭にしっかりと届くような周知ですね。あとは申請しやすい、申請に配慮するという考え方も必要になりますので、ここに書いてあるようにやっぱり申請する際の制度の周知につきましては、内容をより分かりやすいものにして、申請しやすい内容に今後工夫していくということが必要であるというようなところと、あとはホームページにもしっかりと細かい情報を載せさせていただくということで、申請場所についても学校に加えて教育委員会でも申請場所として受け付けるというようなところ。あとは、将来的には電子申請ができるようにすることも検討する必要があるのではないかとこのようにまとめているところでございます。

それで、あと「まとめ」ということで、子供の貧困というところを書かせていただいております、やはり教育格差、こういうものが生じることがあってはならないということから、教育委員会といたしまして就学援助の援助費目と、あとは準要保護世帯の認定基準の拡充、就学援助制度の周知の充実と申請方法の改善、これを行うことがよいというところでまとめているというようなところでございます。

内容につきましては、まとめる際に援助費目につきましてはそんなに迷うことなくというか、国で定められている費目、あとは考えられる費目を追加したというところがございますが、一定の係数を掛けたものにつきましてはいろいろと難しいところというか、そのまま生活保護にかけられないとかかけるのが難しいというようなところもございまして、違うものを使っているというようなところでまとめておるものでございます。

内容につきましては、ご覧いただいております程度ご理解いただいているというようなところであると思いますので、まずご意見をいただきながら、あとは総合教育会議の開催をお願いしながら取りまとめてまいればなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

これまでいろいろ協議してきた部分を、こういうふうな形でまとめたということでございます。これまでご意見を頂戴してきた部分をまとめたものであって、この内容は委員の皆さん見ていただいたと思うんですけれども、これに対してご意見ございませんでしょうか。佐藤委員。

○委員（佐藤キヨ） 意見ではないんですけれども、お願いなんですけれども、ちょっとこれをご覧ください。美里町の就学援助見直しについて、ぜひとも見直ししていただきたいなと思ひまして、いろいろ調べてみました。

突然ですけれども花山合宿、ご存じですか。青山さんは、どちら出身ですか。

○教育総務課主事（青山裕也） 私ですか。小学校ですか、中学校ですか。

○委員（佐藤キヨ） いやいや県内出身、美里町とか。

○教育総務課主事（青山裕也） 美里町出身です。

○委員（佐藤キヨ） ということは、花山合宿は行かれましたよね。

○教育総務課主事（青山裕也） はい、行きました。

○委員（佐藤キヨ） ほかにも行かれた人いますか。あと、先生方は行かれましたよね。あと、お子さんとかお孫さんが花山合宿に行ったことある人がたくさんいると思うんですけれども、子供にとって修学旅行とか花山合宿とか遠足はすごく楽しみだと思うんですよね。

それで私が前に教えたお母さん、5年生を受け持ったんですけれども、花山合宿が近づいたのに1週間ぐらいになって子供が熱を出して休んだんですね。ところが、3日目ぐらいに「どうですか」と連絡しても「まだ下がらないんです」と言われて、3日ぐらい続いていないので、「まさか医者に行っていないということないよね」と思って、「お医者さんどこに行かれたんですか」と聞いたら、「連れていっていない」とおばあちゃんが言う。お母さんが「連れて行

くな」って話している。そうしたら花山に行けなくなっちゃうので、しょうがないからお父さんに頼んで、お父さんの職場に電話をかけてお父さんに連れていってもらったんです。

熱が下がって、2日ぐらい前に学校に来て何とかは花山には行ったんですけども、やっぱり行けなかったらずっと楽しい思い出というか、それが行けなかったということになるんですね。それで、お母さんにあるとき「子供たち、楽しみにしているんですけども、なぜお医者さんに診せなかったんですか」と聞いたら、お母さんが「遠足とか修学旅行とか花山合宿、一回も行ったことない。そんなの大嫌いだ」と言われたんですね。私はそのとき、「貧困の連鎖」とかまだ言っていないときだったので、「何なんだろう」「家がそんなに貧しかったのかな」ぐらいにしか思っていなかったんですけども、今思うと多分ここら辺だったんですね。

親がうんと収入が少ないから、もう低収入で行けなかった。それでそのときは、今は修学旅行とかそういうのに行くお金が就学援助費から出ていますけれども、そのときはそういうのが出なかった。それがずっと20年以上経っても心に残っていて、子供に対してそういう態度を取るそうなのですね。でも、今は私が考えると、お母さんもすごく気の毒だったんだなと思うんですけども、そのときはそんな感じしていなかったから、「えーっ」と、ぐらいにしか思わなかったんですけども。やっぱり、収入が少ないとそういうことがよくあるんですね。貧困の連鎖は20年以上過ぎても心に残っているということですね。

あと一つこの資料の数字を見ると、小学校とか中学校とかを見ると、小学校の就学援助率よりも中学校が約1.5倍ぐらいになっていますよね。これは、多分10ページの「就学援助費対象経費一覧」を見ると、中学校のほうがやっぱり教育費かかっていますよね。3万円ぐらい多くかかっているから、やっぱり3万円でもこういう貧困というか大変なお家は、大体貧困世帯というのは収入の曲線の半分、だから2018年だと127万円で暮らしている。ということは、そういうお家は多分アパート暮らしですよ。それから絶対に減らせないものがアパート代、光熱費、それからこういう世の中だとスマホがないといろいろ、恐らく非正規とかだったらそういうのでスマホないと困るし、それから小中学生あるいは幼稚園とかいけば子供の送り迎えとか何とかで、働くためにも車が必要経費ですよ。1万円とか1万5,000円の児童手当をもらっても、本当に大変だと思うんですよ。その中でやっていくから、子供にはいろいろ経験とかもさせられなくなると思います。

前にお話しした子供の貧困が見えにくいということで、子供は一応服は100円ショップとか古着とかである程度、お下がりとかお母さんたちはそういうやり繰りが上手なので、そういうのでそんなに一目見てあまり貧しいという子はいないと思うんですよ。特にお母さんは自

分が貧しければ、自分が大変なら子供にはみじめな思いをさせない、貧しいという事でいじめられたりされないようにということで、例えば自転車とかゲームとかそういうほかの子が持っているような、自分は食べなくても、自分は1年も服買わなくても子供に買い与える、そういうような相対的剥奪指標というものがあるんですけども、そういうので家庭の中で人によって剥奪されるものが違っているのがあるそうです。つまり子供には買ってあげるから、子供はそんなに剥奪されるものがないとしても、親はいっぱい剥奪されているわけですよ。そういうのがあるそうなんです。

それから私が思ったのは、今「早寝・早起き・朝ごはん」で、美里町はほとんど100%子供たちがごはん食べてきていますよね。それはすごいいいと思うんですけどもフードバンク、美里町の駅東で月に1回金曜日に「ひまわり食堂」というのがあるそうで、今はコロナだからお弁当を50食ぐらい作って、来る人に大人300円、子供100円で弁当を渡した子にカレーを食べさせているそうです。子供5人連れたお母さんも、毎回来るそうです。食の貧困というか、そういうので例えばお金があまりなくて、必要経費を買うと結局削らなきゃならないのは食費になると思うんですよ。お金がなくて、絶対に出さなきゃいけないものがあれば、仕方なく、食費を削る。

そうすると、例えばおなかをいっぱいにするのがまず第一だとすると、油脂類と穀物を買うようになる。そうすると、例えば高い肉とか魚とか果物とか野菜があまり食べられなくなる。そうすると、栄養が偏る。子供たちはあまり健康じゃなくて、病気になりやすくなるわけですよ。そうすると、お母さんはまた医者連れていかなきゃならない。治療費はただだけれども、休まなきゃいけないとお金が入らなくなる。そういう食べ物とかそういう食事をしてしていると、例えば普通の家ならばご飯食べながら「これ栄養があるから食べなさい」とか「好き嫌いしちゃだめよ」とか、いろいろなことを教えてもらえるんですけども、食事のときにそういうことがあまりできなくなるわけですよ。

それから調理方法とかも、同じような食材で安いものばかり使っていたら、調理方法とかもあまりお母さんができないわけだから、子供がお父さんとかお母さんになったら、子供にいろいろな調理法でできるかって、もちろんまめな人はいろいろ見てやるけれども、そうとは限らないと思うんですよ。それから、大人になってからそういう食事をしていたならば、まず食生活自体、大人もあまり変わらなくなっちゃうと思うし、そういう食事をしていたら病気になりやすくなる。だから、一生貧困の食生活とかそういう暮らしぶりというか、あまり健康的ではないような生活とかが続いて、寿命が短くなるそうです。医者にかかるのが多くなるそうです。

それから、そういう食べ物もそうだし、そうすると例えば本を買ってもらえないとか、いろいろそういう教育とか経験とかがあまりなくなるわけですね。前に私が教えた子供は、それはうんと貧困ではなかったけれども、子供4人のうち3人が障害があって、動物園に行ってみたことないんだけど「ゴリラが大好き」と言うんで、私夏休みにその子たちを連れていきました。

○教育長（大友義孝） 佐藤委員、ちょっとごめんなさいね。協議の場なので、佐藤委員のご意見を頂戴したいんです。

○委員（佐藤キヨ） すみません。

それで、ブレアさんがイギリスの子供が大変なのを見て、貧困対策を取って10年ちょっとで母子家庭の貧困ラインの子供の割合を半分にしたそうです。だから、ぜひとも美里町でもそういうふうにして欲しいと思います。貧困の連鎖で社会的損失が40兆円だそうなので、今先行投資でやっていただきたいなと思います。

○教育長（大友義孝） 佐藤委員、申し訳ないんだけど、今見直しについて教育委員会で案を示したんだけど、これに何か追記していく、今お話しのような中身がすごく大事なような感じはしているわけですよ。だから、例えば「まとめ」の中に何か入れていくとか、そういうことは必要ないでしょうか。

○委員（佐藤キヨ） ならば、先行投資というか子供たちの「貧困の連鎖」とか、テレビとかでもよく言っているよね。「貧困の連鎖」が子供たちの将来、健康とかもちろん生活、収入とかいろいろ全てのものにマイナスの影響を与えるので、先行投資というかぜひとも考えてほしいということ。

○教育長（大友義孝） 「貧困の連鎖」がこういうふうな形であるから、だからそれにぜひ取り組んでほしいんだというふうな内容。

○委員（佐藤キヨ） そうですね。

○委員（留守広行） よろしいですか。

今のお話、非常に重要なお話だなと思って聞いておりました。それで、やはり一番最初に一律に1,000円ということで提言を受けて、教育委員会としては「そうではなくて」ということで、「支援が必要なところに支援すべきだ」ということになったのですが、そのあたりやはり今おっしゃられたようなことは非常に重要な部分でございますので、そういう部分を足して入れ込んでやることは非常に大事なのではないかなと思ひまして、その辺ちょっと組み込んでやるといいかと。

○教育長（大友義孝） どうですか、委員の皆さん。今佐藤委員からせっかく提案いただいて、そういうことでご意見として賜って。

○委員（後藤眞琴） 僕も、今佐藤委員のおっしゃられる「貧困の連鎖」という視点でこの準要保護の問題を考える、これは大変重要なことだと考えます。

それで、5ページの4番目に「基準の設定」とあるんですけども、そこをちょっと読みますと「上述したことを踏まえて、準要保護世帯は生活保護費を受給していないが、要保護世帯に準ずる程度に経済的に困窮している世界であることを考慮し検討した結果、宮城県内の4町で採用されている特別支援就学援助費需要額に一定の係数を掛けて算定することがよいということになりました」とありますが、ここに、今の「貧困の連鎖」の観点から、教育委員会としての考えを説明してはどうでしょうか。それから、あと「まとめ」のところでももう一度その観点を入れながら説明することにしたら、町長さんとかに理解していただけるんじゃないかなというふうに思います。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

どうでしょう、委員の皆さん。佐藤委員からせっかくの提案いただいて、後藤委員から「ここに入れたら」というふうなご意見頂戴したわけですが、そういう形でちょっと入れてみてください。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） そうですね、案というか、それをつくってお見せしたいと思います。

○教育長（大友義孝） それで、総体的な部分についてはこういうふうなまとめ方でよろしいでしょうか。全く元のおりでいいんだという話ではなくて、検討してきた結果はこういうふうな結果ですよという形のまとめになっていますけれども、それでよろしいですか。

分かりました、ありがとうございます。

○委員（留守広行） よろしいですか。

○教育長（大友義孝） 留守委員、お願いします。

○委員（留守広行） 今貧困のほうのお話を受けまして、やはりこれは私どもとすれば子供たちを守るという観点で、いろいろなことを進めさせていかなければならないと再認識したところでございます。

見直しについて、必要な費用がちょっとかさむということが、今書かれております。やっぱりこれをお認めいただいて、見直しというところをお願いしたいというところでございます。心配なところは、増えることによって教育委員会等の事業のほうが少し「ここ考えてほしい」

とか、そういうことももしかしてあり得るのかなと思うんですけども、その辺は財政等々を担当する方と十分な意見交換をお願いしたいというところでございます。

私は、以上でございます。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） この見直しについては、一応財政のほうには「このような見直しを今教育委員会で行っていて、新たな負担が当然必要になる」というようなことは言っておるのですが、まだ細かい話はしていないというようなところでございます。

当然、財政からするとやはりそのお金を捻出するという必要になってきますので、それをどういう形で捻出するかというようなところは財政のほうでいろいろ検討いただく必要がございますし、今留守委員がおっしゃられたように教育委員会のお金の中で何とか捻出できないかということも言われる可能性もあります。今までも、何かやる際については「財源はあるのか」、あとは「配当した予算の中で何とかできないか」という話がありましたので、今度総合教育会議で当然町長をお願いするということになります。細かいところになればそういう調整というか協議が必要になってくるのではないかなというふうに考えております。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

○委員（後藤眞琴） それで結構金額もかかりますので、総合教育会議の前に町長さんに「ぜひお願いします」ということをお願いに行ったらどうかという提案をしたいんですけども、どうでしょう。

○教育長（大友義孝） 後藤委員から今提案、留守委員から心配の声、いろいろとあったわけでございますけれども、総合教育会議の前に町長へお願いに行ったらどうか。今日委員会の中でこのまとめが承認される見通しだと思うんですけども、承認されたも同じかなと思うんですけども、総合教育会議の前にざっくばらんな形で町長と話をしてみたいということですよ。

どうでしょう。委員皆さん全員で行かれれば、総合教育会議みたいな形になってしまうんですけども、何人かで。それをやるにしても、町長さんの日程あるでしょうから、段取りを捉えて委員の皆さんにはできる限りお声がけをして参加してもらうような形で、いかがですかね、やるということよろしいですか（「はい。」の声あり。）。

ありがとうございます。私どもも、事務局通じて就学援助制度の補助金というのが全くないのか、交付金は全くないのかというふうな部分なんかも、当然教育次長のことですから多分みんな調べられているんだと思うんです。それを少し整理をかけて、そして全部やれば1, 5 8

0万円ですか、予定ではね。そういった部分があるので、みんな教育委員会でもやるのはいいんだけど、すごくその面も心配があるんだと。でも、何かしらやっぱり佐藤委員が言うような形で「貧困の連鎖」であって先行投資というんですかね、そういった形でやる必要があるということのお願いをする。よろしいですね、そういう形で進めさせてもらって。

ありがとうございました。すごくすっきりまとまりましたね。ありがとうございます。

では、この就学援助制度についてはここで終了ということにさせていただきます。後ほど、日程は調整次第委員の皆さんに連絡しますので、よろしく願いいたします。

あわせて総合教育会議の関係、どうぞ。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 総合教育会議ですね、今町長部局とも日程調整をしております、それで今のところ打診をさせていただいたとは思いますが、11月11日午後2時からということで総合教育会議を開催ということで動いていただければというふうに思います。先ほどの懇談というか、町長との面談につきましては、ここまでの間で調整をさせていただいてからということでございます。その前に、この案の先ほどの「貧困の連鎖」の部分も含めてやらなければいけないと思いますので、そのほうはちょっと急いで原案をつくって、町長との面談ができるように進めたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） ぜひお願いいたします。

では、ここでちょっと休憩しますか。あの時計で30分までということにさせていただきます。よろしく願いします。

休憩 午後4時23分

再開 午後4時32分

○教育長（大友義孝） では、再開をさせていただきたいと思います。

○教育長（大友義孝） では、日程第14、令和2年度会計における事務処理についてでございますが、委員の皆さんにお諮りいたします。これ人事案件でございますので、秘密会にしたい

と思うんですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） あわせて、当事者であります教育次長に退席してもらおうということにさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

では、秘密会を解きます。

日程 第15 美里町立学校管理に関する規則の一部を改正する規則について

日程 第16 美里町教育委員会申請書等の押印の特例に関する規則について

○教育長（大友義孝） 公開会議ということで、日程第15に入ります。美里町立学校管理に関する規則の一部を改正する規則について、それからもう1点続けて日程第16、美里町教育委員会申請書等の押印の特例に関する規則について、この規則2か件、今回は協議という形にさせていただきますまして内容を説明し、次回議案として提出を考えているものでございますので、内容について青山主事から説明をお願いいたします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、規則関係、2か件ここにございます。

まず初めに日程第15、美里町学校管理に関する規則の一部を改正する規則について、改めてご説明申し上げたいと思います。大変申し訳ありません、着席で失礼いたします。

まず資料については、事前に配付している次第でございますので、あらかじめお目通しはいただいているかというものでございます。

まず、こちらの規則の一部改正につきましての趣旨ということでお話し申し上げますと、ちょうど今年度から試行ではございますが、二学期制のほうを現行運用させていただいているところがございます、小学校・中学校のほうで現在運用しているところがございます。

既に、学校教育専門指導員の阿部先生のほうから、今後各学校のほうから事前のアンケートを受け、その内容というのがいろいろあるところを受けて、次年度以降本格的にどうかというところでご協議いただきたいという旨があったと思います。

この2学期制が実際、本施行となりますと、学期のスケジュールですね。既に渡しておりま

すとおり基本的には学校管理に関する規則、こちらに明記しておるところでございます。こちらのご協議と、もちろんご承認いただけるようであればそれに併せて学校管理に関する規則もご協議いただくというところがございますので、そちらの大きな指針を見ていただきたいと思えます。

それ以外のところで、今回一部改正をご提案差し上げたい部分がございます、学校管理に関する規則、今回は全体的に見直ししてみました。その結果としまして、まず現行の改正に伴い条文が一部古いままになっている部分そういったものがあり、また本来学校教育法上、入れておくべきではないかというところも入っていない部分も一部でありましたので、その部分も今回は案の中に盛り込ませていただいているところがございます。

こちらの改正内容の案につきましては、今回資料の右下に番号を振らせていただいておりますので、こちらに沿って新旧対照表を使いながらご説明差し上げたいと思えます。新旧対照表につきましては、3ページ以降ご覧になっていただければと思えます。

まず、先ほど申し上げた学期の部分につきましては、規則の第2条から始まるところでございます。こちらの改正につきましては非常にシンプルなもので、ほとんど「3学期」となっていたところを「2学期」というところに改めるというものでございます。こちらの3ページから4ページにかけての内容でございます。

こちらにあわせまして、第3条のところでも元々なかった「秋季休業日」というものを改めて第3条第5項に折り込ませていただいております。基本的には、この部分の運用に併せてお考えいただくものでございますので、そのように理解いただければと存じます。

続きまして、ここまではまず2学期制の大きなところの変化によるものなんです、実際の管理規則上の3学期という今までの規定というのは、それと同じように幼稚園の規定があるんですけども、幼稚園の条文で準用するというのが従来の取扱いになっておりました。ただ、これそのまま準用してしまうと、幼稚園も2学期制にならざるを得ないというところがありましたので、すみません大変恐縮なんです、ちょっと飛んでしまうんですけどもページで申し上げますと6ページになります。6ページの一番下に第3章幼稚園、条文でいくと第37条以降、これを新しく設けているわけですが、従来は準用するという規定でありましたので、こちらを今までは3学期の条文をそのまま幼稚園の第3章に改めてもうけると。これによって、今までの準用というようなところの学期の部分は該当しない部分に改めた上で、幼稚園は幼稚園として3学期を取りますというふうに今回改めてみたらどうかということでございます。

ここまでは、基本的には3学期制から2学期制に移行する上での条文改正に該当するもので

ご説明差し上げたものでございます。それ以外に、今回学校管理に関する規則を改めて見直し途中で必要な事項という部分があったところを、説明差し上げます。

まず、ページでいくと5ページになります。こちら第25条の今回改めて4項というものを設けさせていただきました。こちらは、その下の今回でいうと第5項のところ、従来職員の年次有給休暇の時期の変更は校長が行うというもので、これは宮城県の条例で定まっています。年次有給休暇こちらを基本的には校長になるんですけれども、こちらを承認した際にやむを得ない、要は授業がなかなかそれでは滞ってしまうという際には時期の変更をすることができるという規定ですね。ただ、変更するにはそもそも承認がなければ変更ってできないものであって、その上に一応流れとして適正になるように職員の年次有給休暇の承認を校長が行うというものを、今回改めて入れさせていただいたというものでございます。

続きまして、大変申し訳ありません、もう一度ちょっと6ページお願いします。こちら従来ちょっと掲載なかったものなんです、今回改めて盛り込ませていただいた第35条第8節の学校評価というものでございます。こちら、現在学校の中では学校評価というものがあっていて、年度末に1年間の学校運営がどのようなものだったかというものを、基本的に学校長を中心に評価を行って、それを今ちょっと運用上は保護者となっております、こちら既に行っている部分を根拠としまして、一応こちら資料の9ページ移行に載せさせていただいたんですが、学校教育法及び学校教育法施行規則、こちらによりますと小学校及び中学校において学校評価を行う。かつ、これ公表するというような規定がございます。こちらの規定に基づいて、今現状やっていることをやはり本来であれば学校管理に関する規則に設けるものではないかというものでございますので、今回改めて盛り込ませていただいた次第でございます。

実際学校評価につきましては、事前に文部科学省の参考となる資料のほうを教育委員の皆様にお渡し差し上げた次第でございます。事前にそちらで運用が図られるようであれば、各学校でそのように運用させていただきたいということをお願いできればというようにも考えられますので、そちらも併せてご理解いただければ幸いです。

その他のところにつきましては、今申し上げた部分のあとは変更関係で、条を繰り下げるとかそういった事務、所要の改正でございますので、基本的な改正箇所につきましては今申し上げた部分がベースでございます。

あと、新旧対照表前後に改正文とあとは根拠法令のほう、こちら併せて今回掲載させていただいておりますので、一応そちらのほうも併せてご覧いただき、こちらの内容についてご協議いただければ幸いです。

以上でございます。

では続きまして、日程第16、美里町教育委員会申請書等の押印の特例に関する規則についてご説明申し上げます。

こちら、事前に配付させていただいておりました資料に基づいてご説明申し上げます。流れについては、今申し上げたような流れと同様になっています。右下に番号のほう資料につけさせていただいていますので、そちらを基にご説明申し上げます。

まず、こちらにつきましては押印の廃止、事務の簡素化という流れですね。今年のちょうど9月くらいから、当時の行政改革担当大臣からの意向を踏まえて、これは国の中央省庁のものでございます。こちら資料2ページ以降掲載があるんですが、町長部局のほうで先行して既にこちらの取組のほうを実施しておるといってございまして。

まず2ページにつきましては、総務課長からの通知。3ページについては、町長部局のほうで今回定めた規則、10月1日付の施行でございまして。4ページについては、これは美里町としての押印の特例に関する規則の施行に係る留意事項。5ページ以降は、その方針というものでございまして。

こちら、今回こういった動きになるかというところであるんですが、まず3ページの町長部局で発信した規則をちょっとご覧いただきたいと思います。今回ご提案させていただきたいのも、基本的にはこれとほぼ同じ内容でご提案させていただきたいと思うんですが、実際今教育委員会の管轄のほうでも規則から始まり要綱、訓令、あとは規定ですか。非常に多くの例規が存在しております。その中で、いわゆる様式といわれるもの、ここに押印を要するものというのが多岐にわたっております。その中で、今回のようないわゆる押印を廃止していこうという動きですね。実際の実務というのは、非常に膨大な数になるということは、これはちょっと容易に想像できるかというところでもあります。これ、実は町長部局も全く同じ状況でございます。

一応方針としましては、こちら3ページにあるように、まず実際一つ一つの規則改正であったりとか要綱改正を行う前に各々の様式に対する押印欄を削除してそれで使って構わないと。ここで、「所要の調整をして使用することができるものとする」というのが、2条の第2項一番最後に記載されておるものでございまして、その部分だけ所要の改正であって、基本的には削る形で運用していただいて構わないと。これは、結局一つ一つの改正をしていかなければいけないんですけれども、現行をまず動かす上での暫定措置とお考えいただければなと思うところでございます。

こちらに係る町長部局の方針としましては4ページから8ページまで、そこまで一応町長部局のほうでの考え方でございます。4ページの大きな2番のほうで、「押印に代えて署名を求めものについて」と、ここでひとつ代表的なものは全て掲載されておるといふものでございます。基本的には、今まで認印とか私印に供していた部分については、基本的には署名ないしは記名押印という形もあるんですけれども、基本的に署名という形で対応させたらいいのではないかというものでございます。

ただし、6ページをご覧いただきたいんですが、全てが全てを今回実は削るというわけではなくて、内容によってはというところがあります。6ページの上のほうに、片仮名ア・イ・ウ・エというところがあるんですが、ここの内容がちょっと留意点でございまして、まずアについては先ほど申し上げましたとおり「認印については、行政手続、内部手続に関わらず基本的に押印を廃止する」と。まあ、保護者に例えば申請を出してもらおうとか、非常に数が多い事務なんか該当します。こういったものは、基本的には廃止で問題ないという考えでございまして。

イですね。イにつきましては、実際登記ないしは登録印ですね。こちらについては、印鑑証明書の提出を基本的に求められていないわけですが、求める場合ということも想定されます。求める場合については、基本的にまだちょっと押印見直しの前の段階ですので、こちらについては宮城県の方針で。

ウ以降については、こちらはもともと国のほうで「これは押印するもの」と規定されているもの、これは県につきましてなんですけれども、そちらについては基本的には国・県に準ずる。エにあります契約書の押印につきましては、これ地方自治法の134条の第5項の規定により押印が必要とされておりますので、契約書の押印につきましては基本的には廃止しないという形で考えておるものでございます。

9ページ以降については一応宮城県の考え方、11ページ以降については国の考え方というところで、今回資料のほうは提示させていただいたところでございます。

基本的に、町長部局のほうでも国・県の考え方にそのまま準ずる形で今回このような改正をしたというものでございまして、教育委員会としてもこちらの押印の廃止、こちらに関する政府の考え方によって、ただいま現行の様式に関する押印のほうを廃止するというものでございます。

以上でございます。

こちら、今回の規則の部分につきましては、もう一度1ページに例規案ということでご紹介のほうさせていただいておるものでございますので、こちらの内容を基に何とぞご協議のほう

をいただければ幸いです。よろしく申し上げます。

以上であります。

○教育長（大友義孝） 最後の部分が一番大切なところ、全部大切なんだけれども、国に準じて町・町長部局もやりますよ。教育委員会も、そういうふうな形を整えていきたい、そういうことですね、内容はね。（「はい。」の声あり。）中身は、今説明した中身でございます。ということでございます。

今、2つの案件一緒に説明いただいたわけですが、まず学校管理に関する規則の一部改正については大きく2つの考え方があったという説明を今頂戴したところでございます。この件については、よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） じゃあ、もう一つの押印の関係でございますけれども、こちらのほうについても同時に説明をいただきましたが、ご意見ございませんでしょうか。特にありませんね。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） じゃあ、そういう形で次回提案を予定しておりますので、審議のほどお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

その他

○教育長（大友義孝） それでは、その他に移ります。

まず行事予定についてでございますが、配付の通りでございますので、ただ先ほど一番最初に阿部先生のほうから新任教員を見に行くといいますか、それがあったわけでございますので、ここで改めてもし委員の皆さん都合つけられる日程があれば教えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では最後に、令和3年11月の美里町教育委員会定例会の開催日でございますが、11月26日金曜日を予定しております。皆様ご都合よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、11月26日金曜日午後1時30分、場所はこの場所ということにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

その他委員の皆様、さらに、事務局から何かございますでしょうか。ないですか。
では、ないということでございますので、以上で本日の日程は全部終了いたしました。
これをもって、令和3年10月教育委員会定例会を閉会いたします。
大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後5時20分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和3年11月26日

署名委員

署名委員
